

都市整備局「週休2日制確保工事（土木工事）」実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保工事」の実施の流れ及び提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

原則、都市整備局の発注する全ての土木工事及び土木設備工事を「現場閉所」の対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とできる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が30日未満の工事
- (3) 工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

なお、工事内容及び施設の実情等により「現場閉所」が馴染まない工事については、「交替制」の対象とできる（機械設備工事は「交替制」の対象外）。

3 週休2日の考え方

(1) 現場閉所

- ①週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ③対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- ④4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(2) 交替制

- ①対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- ②対象期間とは、現場着手日から工事完了までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

- ③技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。
- ④施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- ⑤4週8休以上とは、対象期間内に現場で従事したすべての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。
- ※1 夏季休暇の考え方については、平成30年8月13日付（30都市総技第163号）の通知文のとおりとする。

4 工期の変更

工期の変更の理由が以下の(1)～(3)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合。
- (2) 工事中止や工事一部中止により、全体行程に影響が生じた場合。
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合。

5 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、当初設計時に4週8休として経費の補正を行ったうえで、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する（別添1、2）。

(2) 工事契約時

受注者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

- 1) 受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。（別添3）
- 2) 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

(4) 最終変更時

①現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」（別添4）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は、統一26様式）。発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、別添2のとおり、設計変更を行う。

②交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」(別添5)を作成し、発注者へ報告する。(報告様式は「統一26様式」) 休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また、休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、別添2のとおり、設計変更を行う。

6 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場開所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

7 適用

令和6年4月1日起工(決定日)案件の工事から、原則として、適用する。

(参考) 休日について

○東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日

条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

(東京都の休日)

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平四条例一二三・一部改正)